

英国の新チャリティ法の成立とチャリティ・セクターのあり方

網 倉 章一郎

Abstract

The Charities Bill to revise the Charities Act received Royal Assent on 8 November 2006 and became law. It was a historical moment in U. K. for those who have striven for over a decade to update the law to reflect how charities had evolved and developed over many years. The proposals for revising charity legislation were first published as a Draft Bill in May 2004 and introduced into Parliament in December 2004. It was timed-out by the May 2005 general election, but because the Labour Party was still in power, the Bill was re-introduced and passed through the debates at Parliament. The new Act established a new definition of charitable purposes to embody in plain words what have been accepted as common practice under common law over 400 years. The new Act has also established the three poles of legal structure to regulate current and future charities: the empowered Charity Commission, the new legal entity of Charitable Incorporated Organisation, and the Charity Tribunal to allow challenges to the Commission's decisions.

目 次

はじめに	52
第1章 チャリティの定義とチャリティ法	54
1. チャリティの定義 2. チャリティ法 3. チャリティ法改訂のクロニクル	
4. 議会における「チャリティ法」改訂審議のプロセス	
5. 2006年のチャリティ法の構成	
第2章 「2006年チャリティ法」の骨格	60
1. チャリティとチャリティの目的の定義 2. チャリティ委員会の責務と権限	
3. チャリティ裁判所の新設 4. 新しいチャリティのための法人格の創設	
5. チャリティ運営のための仕組み	
第3章 「2006年チャリティ法」の主要論点	79
1. 宗教 2. 軍隊 3. チャリティ裁判所	
第4章 パブリック・ベネフィットのガイダンス	82
1. ガイドライン作成予定 2. パブック・ベネフィットの原則	
おわりに	86

* 本稿における「英国」とは、イングランドとウェールズを指す。

はじめに

英国の「2006年チャリティ法」(Charities Act 2006)は、2006年11月8日に女王の裁可 (Royal Assent)を得て成立したが、この法律の目的は、パトリシア・スコットランド国務大臣^(注1)の議会審議での冒頭演説^(注2)に簡明に説明されている。その説明に従えば、この法律はチャリティ・セクターの活動促進を容易にするための法的環境を作ることを目指して、次の3点の改革を行うこと目的としている。

- ・ あらゆるチャリティが、いかなる活動をするにせよ、社会の利益のために、その持てる力を十分発揮することを可能にする近代的な法的枠組みをつくること。
- ・ 政府から独立した、活力と多様性を備えたセクターの活動を奨励すること。
- ・ 効果的な規制を行うことにより、チャリティに対する一般の人々の高い信頼感を持続させること。

さらに、チャリティ法の具体的な改革を行うべき点として、次の5点をあげている。

- ・ チャリティの定義、および、パブリック・ベネフィット (公益) のための必要条件
- ・ チャリティ委員会の規定 (constitution) と機能 (function)、および、委員会の決定に対する不服を扱う裁判所 (tribunal) の創設
- ・ チャリティのための新法人格 (charitable incorporated organisation, CIO) の創設^(注3)
- ・ 法の効果的で、かつ、対象チャリティの規模に応じた (proportionate) 適用
- ・ チャリティのための募金活動に関する規制

このように、「2006年チャリティ法」は、政府から独立した多様で活発なチャリティ活動により公益の増進を図るために、既存のチャリティ法を改訂するものであるが、英国におけるこのチャリティ法改革は、上からの改革ではなく、チャリティ・セクターからの問題提起に政府が応える形で進展したところに大きな特徴がある。スコットランド大臣は、「この法改訂は、1960年代半ばにNCVO^(注4)が行ったパブリック・ベネフィットに関する活動に端を発し、広範なコンサルテーション^(注5)を含む完璧なプロセスによりチャリティ・セクター全体から支持を得ているもの」であると議会で説明している。

本稿では、「2006年チャリティ法」が法案として形成される過程、議会での審議の過程を通じて、英国のチャリティ活動に内在する問題に対処していかに改訂案が形成されたか、法律の内容を概観し、法改正の成果として生まれた法的枠組みの主要点を記述し、その法的枠組みを活かしたボランティア活動と政府の取り組みを展望することを目的としている。本来なら、新法体系のもとで、ボランティア活動に政府がどのように関与し、ブランウン首相の率いる新労働党内閣がどのような政策展開を行っているかを論じたいところであるが、紙面の制約があり、本稿は「2006年チャリティ法」の成立プロセスとその内容とを中心に論を進めたい。この点に関しては、英国でのチャリティ法の論議が山場にあった時期に2回にわたり本誌でその段階での状況を論じたが(網倉2004年、2005年)、その意味では本稿は、英国チャリティ法の改訂の考察を集大成するものである。

チャリティ法の審議は成立を目前にしなが、2005年4月11日に議会が解散されたため中断した。

総選挙により議会での審議は振り出しに戻ったが、政権の交代がなかったこと、および、選挙で審議が中断されている期間もチャリティ関係者の間では熱心な検討が継続されていたことにより、2005年5月18日に上院に再提出された法案が半年足らずで正式に成立することになったものである。政府の戦略ユニット (Strategy Unit) が、チャリティに関する規制のレビュー^(注6)を開始した2001年7月を起点としても、この法改訂には5年間以上にわたるボランティア・セクターを中心とする粘り強い熱意のある努力が着実に継続され、多くの市民が支持するかたちで法改訂がなされたことは注目と尊敬に値する。

(注1) Baroness Scotland of Asthal, The Minister of State, Home Office. 名前は、Patricia Janet Scotland. 現在はブラウン政権での司法長官 (Attorney General for England and Wales)。ドミニカ生まれ。ロンドン大学で法律を学び弁護士。英国では黒人として初めて大臣職についた女性。

(注2) 2005年1月20日、貴族院 (House of Lords) の第2読会 (second reading) での発言。英国議会は、House of Lords と House of Commons から成るが、日本語訳の場合、前者を貴族院、上院、後者を庶民院、衆議院、下院などの言葉があげられているが、本稿では、貴族院と庶民院の訳語を使用する。

(注3) 本稿における英文綴りは英国式とする。

(注4) The National Council for Voluntary Organisation、英国で最も影響力のあるボランティア団体。

(注5) この法改訂には、政府 (内閣府) や委員会 (改訂案検討の過程では議会に両院ジョイントによる委員会を設置された) からの意見聴取に多数の個人や団体から幅広い参画があった。

(注6) ブレア首相は、2001年7月に内閣府の戦略ユニットにチャリティなど非営利組織の活動に関する法と規制の見直しを指示した。これを受けて戦略ユニットは、同年9月にチャリティ法を時代に合わせて改訂することなど61項目にわたる改善点 (recommendations) を織り込んだ Private Action, Public Benefit を発表、これをもとに、コンサルテーション、これに対する政府の方針発表、改訂案 (draft Bill) 作成へと進んだ (網倉 2004年、28、29頁)。

第1章 チャリティの定義とチャリティ法

1. チャリティの定義

英国では非営利セクターのことをボランティア・セクター (voluntary sector) と呼ぶが、その中心的な存在にある組織体がチャリティである。英国でチャリティと位置づけられるためには、その組織体が専ら公益を目的とし、その活動が社会の利益 (public benefit) をもたらすものであるという2つの要件を満たす必要がある (網倉 2004 年、30 頁)。法形態的には、チャリティは、保証有限会社 (company limited by guarantee)、信託 (trust)、産業共済組合 (Industrial and provident society)、法人格を持たない社団 (unincorporated association)、および、勅許状や法律により設立される団体などがある。

上記の2つの要件を満たしている組織体のうち、「チャリティ委員会」(the Charity Commission) に申請し登録を認められ、チャリティ資格 (charity status) を与えられたもの、すなわち、登録されたチャリティ (registered charities) を一般的にチャリティと呼び、チャリティ全体を総称してチャリティ・セクター (charity sector) と呼ぶ。「チャリティ委員会」はチャリティの登録・支援・規制・監督を行う独立機関である。

この定義に従えば、英国のボランティア・セクターは、チャリティとチャリティ以外の非営利 (not-for-profit) 組織から構成されることになるが、その言葉の意味は不明確だとする意見もある。「英国はコモン・ローの伝統のおかげで成文法の社会にはない柔軟性と漸進性を備え、国家と市場の外にかなり明確な空間を持つ国であるが、その空間は米国に比較して極めて複雑である」、「英国のボランティア・セクターは、区分の定義が不明確で、驚くべきほど混乱した組織の集合体であり」、ボランティア・セクターというと「登録チャリティに注目が集まりがちであるが」、「チャリティはボランティア・セクターの半分位にすぎない」(Salamon & Anheier, 1997, 16、17 頁) と指摘されている。

2. チャリティ法

英国のチャリティ法はコモン・ローの法的環境のもとで形成されて来たが、その起源は1601年の「公益ユース法」(the Statute of Charitable Uses 1601、通称「エリザベス法」the Statute of Elizabeth) にあるとされている。この法律の前文 (the Preamble) がチャリティの定義の基になっていることは良く知られるところである (網倉 2005、13 - 14 頁)。この時点から起算すればチャリティ法は400年を超える歴史を持っているわけであるが、チャリティに関する立法活動は決して活発ではなく、管理的な面はチャリティ委員会のような関係機関 (agencies) に委ねられ、法的な問題はその都度 (ad hoc basis) 高等裁判所によって判断されて来た。いくつかの重要な立法がなされているが、それらの法律は、現行のコモン・ローによるチャリティの運営を強化・規制・改善するためのものが中心である。一方、チャリティの定義は、1958年の「公益レクリエーション法」において限定的な定義がなされたことを除けば、コモン・ローに依存している。

2006年に法改訂が行われるまでは、チャリティの運営に関する最も重要な法律は、1993年の「チャ

リティ法」であった。1993年の「(修正) チャリティ法」は、1992年「チャリティ法」の修正箇所を合体したものである。それ以外の箇所、すなわち、1992年法のパートⅡとⅢ（前者は資金集め、後者は公共の場における募金活動に関する規定）は合体されていない。また、「公益レクリエーション法」も合体されていない。「公益レクリエーション法」は、チャリティの定義を扱っており、専らチャリティの規制を扱う「1993年チャリティ法」とは事象が合わないからである(Luxton 2001、12頁)。

このように、チャリティの法体系は、チャリティの定義はコモン・ローに依存し、規制や管理を中心とする部分は、チャリティ委員会の権限強化などを規定する成文法によって形成されてきた。その過程において大切な役割を果たしたと思われる法律(成文法)を列記すると次の通りである(O' Halloran 2007、197頁)。

① 1853年「チャリティ信託法」The Charitable Trust Act 1853

この法律によりチャリティ委員会の設置が規定された。

② 1958年「公益レクリエーション法」The Recreational Charities Act 1958

レクリエーションやレジャーのために使う施設を提供することは、それが社会福祉のためであるならば、チャリティと認める。本法は法に記載された目的など規定に合致するものをチャリティと認めるものであるが、それ以外のところではコモン・ロー・アプローチに介入するものではない。

③ 1960年「チャリティ法」The Charities Act 1960

チャリティの監督をチャリティ委員会に一元化し、チャリティの登録義務制を導入、信託以外に会社法によるもの、法人格なき団体などもチャリティの対象に加えた。

④ 1992年「チャリティ法」The Charities Act 1992

チャリティ委員会の登録・規制の権力を強化し、チャリティに対する監督、監視、管理の改善をはかる。この法律を制定する過程で発表された「白書」のなかで、政府は「チャリティを定義しようとする試みは、結局のところ困難に打ちのめされるだけでなく、現行法の持つ強味と優れた特徴によって裏付けされた柔軟性をリスクに晒すことになる」と指摘し、コモン・ローの世界に踏み込むことを回避している。

⑤ 1993年「チャリティ法」The Charities Act 1993

1960年法と1992年法の修正法と、1872年の「公益受託者法人格付与法」(the Charitable Trustees Incorporation Act)とを合体させ、チャリティ委員会に新たな権限を与え登録と規制プロセスを本質的に改善し、チャリティのフレームワークを作り上げたものである。

このフレームワークに修正を加えるのが2006年「チャリティ法」である。

3. チャリティ法改訂のクロニクル

チャリティ法改定案を貴族院に上程した際に、スコットランド国務大臣は、チャリティ改革はNCVOによるパブリック・ベネフィットに関する活動に起因すると述べているが、これはNCVO

がディーキン教授を座長とするボランティア・セクターの将来に関する委員会を発足させたことを指している。この委員会が発足したのは1995年であるから、チャリティ法の改定が実現するまでには、およそ10年を要したことになる。この10年間の動きを、主な出来事や報告書などを中心に、時系列的に捉えてみると次の通りである。

① 1996年7月「ディーキン・レポート」‘The Deakin Report’

ニコラス・ディーキン教授を座長とする「ボランティア・セクターの将来に関する独立委員会」は、ボランティア・セクターの10年間の将来ビジョンを描く作業を行い、1996年7月「変化へのチャレンジに応える－21世紀に向けてのボランティア活動」と題する報告書（「ディーキン・レポート」）を発表した。その主たるポイントは次の通りである。

- ・ 政府にボランティア・セクターの課題と活動に精通した専門部門を設置し、政府内のあらゆるレベルにおける関心を高めること。
- ・ 政府とボランティア・セクター間で、将来の良き関係を作るための行動基準(code of good practice)を定めた協定を結ぶこと。
- ・ 新しい公益の概念に基づいてチャリティの定義を改めること。チャリティの登録に関するチャリティ委員会の決定を見直すための専門の裁判所を設けること。
- ・ ボランティア・コミュニティ・セクター（VCS）の代表を社外取締役とするモデル・ケースを作り、ビジネスとVCS間の協力関係（collaboration）を促進すること。
- ・ 合意した目標に基づき、企業はボランティア組織との長期的関係を発展させること。ボランティア組織は、自己の能力とビジネスに対する理解に基づいて、企業に対して、ボランティア活動が相互の利益のために役立ったことを明確に示すこと。
- ・ 資金を提供する者は、ボランティア組織の独立性を認識すること。
- ・ ボランティア組織は、可能な限りユーザーと協力し、自己の組織にフィットし、かつ、資金提供者がその存在を知ることが出来るスタンダードと品質基準を明確にすること。

② 2001年7月 ブレア首相の指示

ブレア首相は、内閣府の戦略ユニット（Strategy Unit）に対して、チャリティ（Charities）、および、その他の非営利活動組織（not-for-profit organizations）に関する法律と規則の見直しを命じた。

③ 2002年9月 戦略ユニットのレスポンス ‘Private Action, Public Review’

戦略ユニットは首相からの指示に応じて、報告書「プライベート・アクション、パブリック・ベネフィット」（この報告書の正式名称は、‘Private Action, Public Review:Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector’である）を発表、チャリティ法改革をはじめパブリック・ベネフィット（Public benefit）を増進するための提言（recommendations）を行った。その主なものは下記の通りである。

- ・ チャリティ目的のリスト（the list of charitable purposes）を時代に合わせて改革し、チャリティ目

的の数を拡大すること。

- ・ パブリック・ベネフィットに焦点をあて、その意味をより明確にすること。
- ・ チャリティが（子会社を介在させず）直接に事業が出来るようにすること。
- ・ チャリティーのキャンペーン活動を認めること。
- ・ 一連の規制緩和により官僚主義を削減させること。
- ・ 情報公開を改善し、資金集めの効率化をはかり、アカウンタビリティ（accountability）と透明性（transparency）を高めること。
- ・ チャリティの規制者（regulator）としてのチャリティ委員会の役割を強化すること。
- ・ チャリティの理事（trustees）がチャリティ委員会の決定に、低いコストで、異を唱えることを可能にする新しい専門の審判所（tribunal）を設けること。
- ・ チャリティ委員会への登録基準額を引き上げること、また、現在はチャリティ委員会に登録を義務付けられていない大規模チャリティも、チャリティ法を遵守しているか監視されるべきこと。

④ 2003年7月 政府のレスポンス ‘Charities and Not-for-Profits: a Modern Legal Framework’

政府は、2002年9月から2003年1月までの期間に、戦略ユニットの提言に対する一般からの意見聴取‘コンサルテーション’（open public consultation）を実施した。その結果とチャリティ委員会の見解などを踏まえて、政府は報告書を公表し、戦略ユニットの各提案に対する政府見解を明らかにし、1項目を除き全ての提言を受入れた。すなわち、政府は、チャリティが直接に事業を行うことには反対する立場を明確にした。税法上の優遇策を受けるチャリティが直接に事業を行えば、民間企業は競争の上で不利な立場に立つことになるからである。また、政府は、パブリック・ベネフィットを再定義することには同意し、法律によってパブリック・ベネフィットの定義を行わないことにも同意した。

⑤ 2004年5月27日「チャリティ法改訂法案」‘The draft Charity Bill’

政府は、4篇11章48カ条と附則8カ条から成る「チャリティ法改訂法案」の草案を発表した。この改定案は主として、1992年チャリティ法と1993年チャリティ法の改定を目的としている。この草案の発表に際して当時のマックタガート国務大臣は、「英国のチャリティ法のなかには400年の歴史を持つものもあり、その近代化は急務である。チャリティが適切に管理され、社会が信頼することができシステムをつくるのが大切である。信頼を築くことにより、人々がチャリティと関係をもち、その時間、能力、資金を、社会全体の利益になるように活用することが可能となる」と述べている。

⑥ 2004年9月30日 両院合同委員会の報告書 ‘The Draft Charity Bill’

改訂案の草案は、議会への提出に先立ち、貴族院と庶民院の両院合同委員会（Joint Committee）で検討され、50項目を超える提言（recommendations）が報告書にまとめられて公表された。この報告書は規制により小規模なチャリティに過度な負担をかけないこと、公益（public benefit）や公益目的（charitable purposes）の定義やその明確化を論ずる際には、宗教や人種の調和に関して意を用いることなど、いくつかの重要な指摘を行っている。また、スコットランドのチャリティ法との整合性の重要

性も言及されている。

⑦ 2004年12月 政府のレスポンス

両院合同委員会の提言に対する政府見解が発表された。両院合同委員会はチャリティが事業のための会社を設けなくても事業活動 (trading) ができる限度額を引上げ、より多くのチャリティが事業活動 (trading) を行うことを可能にすべきとの提言を行ったが、政府は、かような措置は、課税義務を負う中小企業に対してチャリティに不当な競争優位を与えるとして、この提言の受け入れを拒んだ。

⑧ 2004年12月20日 チャリティ法改定案の議会への上程

チャリティ法改定案 'The Charities Bill' は、72カ条と附則9カ条から構成され、両院合同院会の提言をも反映させている。法案は、第二読会で審議された後、大委員会 (Grand Committee) で8回にわたって審議された。

⑨ 2005年4月11日 議会の解散

チャリティ法改定案の議会での審議は順調に進んでいたが、2004年4月11日に議会が解散されたことにより、本案は審議未了となった。しかし、この時点までに重要事項の審議はかなり進行していた。

ディーキン委員会発足の時点から起算すれば、約10年の歳月をかけてすすめられてきたチャリティ法改訂運動は、議会の解散により、一旦停止状態に陥ったが、労働党が政権を維持できたことにより、選挙後の議会での審議が再開されることになった。

4. 議会における「チャリティ法」改訂審議のプロセス

両院合同委員会の検討結果を反映して、本文72カ条と附則9カ条からなる「チャリティ法改訂案」(Charities Bill) が2004年12月20日、貴族院 (House of Lords) に上程 (第一読会 first reading) された^(注1)。この法案は、2005年1月20日に審議 (第二読会 second reading) が行われ、その後の審議は大委員会 (grand committee) に回され、大委員会は、2005年2月に4回 (9日、10日、13日、23日)、3月に4回 (8日、14日、16日、21日) 行われ、順調に進んでいたが、4月11日、議会は解散され、審議は未了となった。

2005年5月5日の総選挙により労働党が引続き政権を維持し、チャリティ法改訂は5月17日の女王演説により、「チャリティ法の近代化をはかり、活気と多様性を備えた、独立性のあるチャリティ・セクターを発展させるための立法」を行うことが確認され、その翌日から再び審議が開始された。審議再開から女王裁可に至るまでの経緯を追ってみると次の通りである。

① 貴族院 (House of Lords)

2005年5月17日 Queen's Speech 女王演説

5月18日 First Reading 第一読会
6月7日 Second Reading 第二読会
6月28日、7月12日 Committee Stage 委員会
10月12日 Report Stage 報告
10月18日 Report Stage (day 2) 報告
11月8日 Third Reading 第三読会

② 庶民院 (House of Commons)

2005年11月9日 First Reading 第一読会
2006年6月26日 Second Reading 第二読会
7月4日、6日、11日、13日 Committee Stage 委員会
10月25日 Report and Third Reading 報告・第三読会

③ 上院 (House of Lords)

2006年11月7日 Consolidation of Commons Amendment 下院の修正と調整・統合

④ 2006年11月8日 Royal Assent 女王陛下裁可

(注1) 法案の正式英文名は Charities Bill [HL] である。[HL] は、House of Lords (貴族院) を意味し、本法案が国の公共政策 (public policy) に係わる法案 (public bill) であり、審議が貴族院から開始されることが示されている。法案は、第一読会で上程され、第二読会で審議された後、大委員会 (grand committee) で審議される。大委員会は、議員は特に制限を受けずに自由に出席・参加できる委員会で、議会に代わって審議を行う場である。報告 (Report Stage) は、さらに修正を加えることが可能な段階。第三読会において最終審議と決定 (vote) が行われ、下院の審議結果との調整のあと、女王陛下の裁可を仰ぐ。

5. 2006年チャリティ法の構成

「2006年チャリティ法」(Charities Act 2006) は、4編 (parts)、80カ条、附則10カ条から構成されている。チャリティ法の全体イメージを捉えるために、各編の構成を、主要項目を中心に概観すると次の通りである。

① 第1編 (Part 1) 「チャリティ」と「チャリティの目的」

本編は、チャリティとチャリティの目的の意味 (meaning) を扱っており、本法律の基盤を成す概念の意味付けを行っている。定義 (definition) と言わず、意味という言葉が使われていることに注意を向ける必要がある。本編は、5カ条の条文で構成されている。

② 第2編 (Part 2) チャリティの規制

本編は、11章から構成されている。チャリティ委員会のあり方、チャリティ裁判所の設置、チャ

リティのための新法人格の創設など、今回のチャリティ改革の中核を成す部分である。

- ・ (第1章) チャリティ委員会のあり方、すなわち、目的、機能、責務、権限など
- ・ (第2章) チャリティ裁判所 (the Charity Tribunal) の設置
- ・ (第3章) チャリティの登録のあり方、登録免除・登録除外チャリティの扱い方
- ・ (第4章) チャリティ財産に対するシ・プレ (Cy-pres) 原則の適用
- ・ (第5章) 裁判所およびチャリティ委員会のチャリティに対する支援と監督
- ・ (第6章) 法人格を持たないチャリティの監査、および、会計検査
- ・ (第7章) 法人格を持つチャリティの監督、および、会計検査
- ・ (第8章) チャリティのための新法人格 (Charitable Incorporated Organisations) の創設
- ・ (第9章) チャリティの理事 (trustees) の解任、個人責任、損害賠償保険
- ・ (第10章) 法人格を持たない小規模チャリティの能力
- ・ (第11章) 基金の取り崩し、およびチャリティの合併

③ 第3篇 (Part 3) 資金集めのやり方

チャリティ、慈善団体、フィランソロピー団体など資金集めに関する規制について、次の3章が当てられている。

- ・ (第1章) チャリティのための一般からの募金
- ・ (第2章) 資金集め
- ・ (第3章) 資金援助に関する内閣府の大臣などの権限

④ 第4編 (Part 4) その他一般的事項

内閣府担当大臣は本法施行後5年以内に見直し (review) を行うこと、国務大臣、または、内閣府担当大臣による本法の施行にあたり適用されるルール等が9カ条にまとめられている。

本法は、1992年と1993年の「チャリティ法」を改訂するもので、非改訂箇所そのまま有効である。即ち、「2006年チャリティ法」は全てをまとめた単一の法律 (single Act) ではない。

第2章 「2006年チャリティ法」の骨格

「2006年チャリティ法」は長い道程を経て成立した。ブレア政権が誕生する以前に改革を提起した「ディーキン・レポート」から起算すれば約10年、ブレア首相の内閣府戦略ユニットに対する指示から起算しても約5年の日時を要した。その間、英国ではチャリティ・セクターに関する広範な議論が展開され、チャリティの基本概念が明確にされ、セクターの活動を促進させるための仕組みも強化されたが、コモン・ローのもとで積み上げられてきたものを成文化する過程でチャリティ・セクターに内在する問題も明らかになってきた。「2006年チャリティ法」の「解説」(Explanatory Notes)^(註1)、および、議会や委員会などでの論点を整理しながら、今回の改訂を特徴づける次の5つの局面から、この法律の骨格を捉えてみたい。

1. チャリティとチャリティの目的の定義
2. チャリティ委員会の責務と権限
3. チャリティ裁判所の新設
4. 新しいチャリティのための法人格の創設
5. チャリティ運営のための仕組み

1. チャリティとチャリティの目的の定義

① 「チャリティ」の定義 (PART 1、1)

「2006年チャリティ法」(以下「新チャリティ法」と呼ぶ)は、チャリティの定義(法文では meaning という言葉が使われている)から始まっている。チャリティとは、「チャリティ目的のためだけに設立された組織体であること」「高等法院(High Court)の裁判権の及ぶ範囲内(即ちイングランドとウェールズ)に存在すること」という2つの条件を満たす組織体であると規定されている。チャリティが成文法の法律によって定義されるのは今回が初めてである。注意すべきことは、チャリティは専らチャリティを行うために存在する組織であって、チャリティ以外の活動は禁止されることが規定されていることである。^(注2)

(注1) この「解説」は、「2006年チャリティ法」の主要項目について一般の理解を容易にするために、内閣府(Cabinet Office)が作成したものであるが、議会の承認を得たものではない。

(注2) 日本にはこのような定めはない。例えば「認定法」第2章(1)(7)は、公益目的事業の実施に支障がない限り、収益事業等を行うことを認めている。米国では税法によって、英国と同様に、公益目的以外の事業を行うことを禁じている(Section 501(C)(3)of the Internal Revenue Code)。

② 「チャリティ目的」の定義 (PART1、2)

「チャリティ目的(charitable purpose)とは、次に掲げるリストのいずれかの項目の範囲に該当し、かつ、社会の利益(public benefit)に役立つものをいう」と定義されている。

「新チャリティ法」は「チャリティ目的」として下記のリストを掲げ、リストのいくつかの項目については、補足的な説明規定を別に設けている。下記のリストでは、説明規定がある項目については、それらを併せて記述する。^(注1)

- (a) 貧困の防止・救済
 - (b) 教育の振興
 - (c) 宗教の振興
- ・ 「宗教」には次の宗教が含まれる。

- (i) 一つ以上の神 (one god) に対する信仰を含む宗教
- (ii) 神 (a god) に対する信仰を含まない宗教
- (d) 健康の増進、または、人命の救助
 - ・ 「健康の増進」には、病気、疾患、人的苦痛 (human suffering) の防止、または、救済が含まれる。
- (e) 市民性、または、コミュニティの開発の促進
 - ・ 市民性、コミュニティ開発には、次の事項が含まれる。
 - (i) 地方、または、都市の再生
 - (ii) 市民の責任、ボランティア活動、ボランティア・セクターの推進、または、チャリティーの効果、または、効率の推進
- (f) 芸術、文化、伝統、または、科学の振興
- (g) アマチュア・スポーツの振興
 - ・ 「スポーツ」とは、肉体的ないし精神的な技量 (skill)、または活動 (exertion) を介在させ、健康を増進するスポーツ及び試合をいう。
- (h) 人権の振興、紛争の解決または調停、宗教的ないし人的調和、または、平等と多様性の促進
- (i) 環境の保全、または、改善の推進
- (j) 若年、高齢、病弱、障害、経済的困窮、または、その他の不利な理由により助けを必要とする人々の救済
 - ・ 本項に記述された人々に対する施設、または、ケアの提供による救済を含む。
- (k) 動物の福祉の増進
- (l) 軍隊の効率、または、警察、消防、および、救助活動、または、救急活動の効率の向上
 - ・ 「消防および救助活動」とは「2004年消防・救助活動法」第2編に規定する活動を意味する。
- (m) 次に定めるいずれかの項目
 - ・ (i) (a) 項から (l) 項までの項目に含まれないが、現行のチャリティ法、または、「1958年レクリエーション法」の第1項の定めによりチャリティ目的と認められるもの
 - ・ (ii) 上記の項、および、(a) 項から (l) 項に類似性があること、または、その精神に則ったものであることが合理的に認められる目的
 - ・ (iii) 上記の項、および、本項に合致すると認められた目的に類似があること、または、その精神に則ったものであることが合理的に認められる目的

「新チャリティ法」は、チャリティ目的をこのリストによって定義しているが、リストの各項目は、“見出し語” (head) であって、その内容を全て完全に表現しているものではない。つまり、それぞれの項目には、この表現に合致するが互いに異なる一連の目的が含まれており、それによって、「チャリティ目的」であるべきものが全てカバーされることになる。

リストの (a) 項から (l) 項までは、12種類の個別の目的を扱っているが、第 (m) 項は、コモン・ローの考え方に従うものである。すなわち、(m) 項は、(a) 項から (l) 項までの規定に該当しなくても、時代の変化のなかでチャリティ目的として認められるものを「チャリティ目的」として認めて行くこ

とを可能にするものである。また、(a)項から(l)項までの項目に規定された目的について、類似性のあるもの、または、法の精神に従ってチャリティ目的であると「合理的に」(reasonably)認められるものも「チャリティ目的」として認め、更に、追加された「目的」についても類似性と法の精神との合致性を持つものを「チャリティ目的」と認める。これらの目的のために第(m)項が設けられているのである。

堂々巡りの感があるが、追加的に認められた「チャリティ目的」に対しても類似性や法の精神への合致性を有する目的が追加的に発生する可能性があり、そのことを成文法で書こうとすると、(m)項の補足説明のように、同じことの繰り返しの印象を与える条項となるのである。

(注1)「新チャリティ法」に記載する「チャリティ目的」の選定については、歴史的経緯も踏まえて、ボランティア・セクター、合同委員会、議会などによって広範な議論が展開された。(網倉 2004、2005)

③ 「パブリック・ベネフィット・テスト」(PART 1、3)

上述①②の定義に従えば、「チャリティ」は「チャリティ目的」だけのために存在し、その「チャリティ目的」は社会に対して「パブリック・ベネフィット」をもたらすものでなければならないが、この後者の要件が満たされているか否か、すなわち、「チャリティ目的」が「パブリック・ベネフィット」をもたらすか否か判断することが、「パブリック・ベネフィット・テスト」である。「新チャリティ法」は、「パブリック・ベネフィット・テスト」に関する次の規定を設けている。

- ・ 「チャリティ目的」であるためには、「パブリック・ベネフィット」のために役立つものでなければならない。
- ・ 「パブリック・ベネフィット」に役立つか否か判断する際に、特定の目的がこの要件を満たしていると予め“推定”(presume)してはならない。

この後者の規定は、これまで慣習的に行われてきたやり方を変える革新的なものである。1601年の「公益ユース法」(the Charitable Uses Act 1601)の前文のリスト以来、貧困の救済、教育の振興、宗教の振興(13頁に掲げたリストの最初の3つのチャリティ目的)は「パブリック・ベネフィット」のためになるものとされ、これらの目的のために設立された組織は、特別にそうではないという証拠がない限り、パブリック・ベネフィットの目的のために存在するものであると自動的に見なされてきた。これらの目的以外の組織は、その目的がパブリック・ベネフィットのためであることを立証する必要があるわけであるが、「新チャリティ法」は、この“推定”を排して、すべての組織を同じ条件(on the same footing)で扱おうとするものである。^(注1)

④ パブリック・ベネフィットに関する「ガイダンス」(PART 1、4)

「新チャリティ法」は「チャリティ目的」のリストを定め、その目的が「パブリック・ベネフィット」

に役立っているか否かを問う「パブリック・ベネフィット・テスト」についての規定を設けているが、「パブリック・ベネフィット」とは何か、「新チャリティ法」は、その定義は行わず、パブリック・ベネフィットの実行(operation)は「チャリティ委員会」(以下、「委員会」という)のガイダンスに従うとし、「委員会」の役割を次のように規定している。

- ・ 「委員会」はパブリック・ベネフィットの遂行に係るガイダンスを定めなければならない。
- ・ 「委員会」のガイダンスは、チャリティ目的はパブリック・ベネフィットの遂行にあることの理解と認識を高めることを目的とする。
- ・ 「委員会」は、必要に応じ、ガイダンスを改訂できる。
- ・ 「委員会」は、ガイダンス発行する前に、また、改訂する時は改訂前に、パブリック・コンサルテーションを実施すること。
- ・ 「委員会」は、ガイダンス、または、その改訂を適正な方法で公表すること。
- ・ チャリティの理事(trustees)は、その責務の遂行、および、権力の行使に関しては、ガイダンスに注意を払うこと。

ガイダンスを定めることは、「委員会」の役割・責務のひとつである。「新チャリティ法」はパブリック・ベネフィットの定義を直接行わず、「委員会」にパブリック・ベネフィットを遂行するためガイダンスをつくることを義務付ける方法を取っているのである。また「新チャリティ法」は、チャリティの理事が「ガイダンス」に従うことを法的に強制はせず、適切な注意を払うことを義務づけているのである。

(注1) これらの3つの目的を「チャリティ目的」として明確な形で示したのは、1981年のペムセル事件でのマクノートン卿である。

⑤ 特別法におけるチャリティの取り扱い (PART I、5)

「新チャリティ法」は、この法律以外の法律(具体的には「1958年レクリエーション・チャリティ法」、「2002年ファイナンス法」(以下「レクリエーション法」、「ファイナンス法」と呼ぶ)により規定された「チャリティ」の取り扱い方を規定している。

⑤-1. 「レクリエーション法」

「レクリエーション法」は、社会福祉のために、社会全体か、女性のみか、そのいずれかを対象として、レクリエーション施設を提供すること、または、施設のレクリエーション時の使用を認めることは、「チャリティ目的」と規定し、また、炭坑夫の福祉のために施設を提供することに係わる目的も「チャリティ目的」と規定している。しかし、これらの規定は、今日では「EU人権憲章」(European Convention on Human Rights)に違反すると考えられており、「新チャリティ法」は、レクリエーション法のこの部分を次のように改訂することを規定している。すなわち、

- ・ 次の基本条件が満たされない場合には、福祉のために施設を提供することは「チャリティ目的」とは認められない。
- ・ その基本条件とは、
 - (a) 主として対象となる人々の生活条件を改善する目的で施設が提供されること
 - (b) 対象となる人々が、若年、高齢、病弱、障害、貧困、または、社会・経済的環境の理由により、その施設を使うことを必要としているか、あるいは、その施設は社会全般に対して利用可能であるか、または、社会全般の男性か女性に対して利用可能であるか、そのいずれかであること。

⑤-2. 「ファイナンス法」

「新チャリティ法」は、「ファイナンス法」により、「コミュニティ・アマチュア・スポーツ・クラブ (the Community Amateur Sports Club(CASC))」であると認められた (registered) スポーツ・クラブは、「新チャリティ法」のもとでは、チャリティとは認められないと規定されている。

2. チャリティ委員会の責務と権限 (PART 2)

「新チャリティ法」のもたらしたもう一つの改革は、「チャリティ委員会」(以下「委員会」と呼ぶ)の法的存在とその責務と権限を明確にしたことである。法文の流れに従いながら、その主要点をあげ、その特徴を捉えてみると次の通りである。

① 「チャリティ委員会」 The Charity Commission (PART2、Chapter 1、6)

「委員会」は、少なくとも、1853年の「チャリティ信託法」以来その存在が継続している行政上の組織である。^(註1)しかし、法律上は「コミッション」は存在せず、「委員会」は、本来なら法律が規定する「コミッショナー」が果たすべき役割を担う法人格を持たない組織として存続して来た。その数17万に及ぶチャリティ^(註2)を管轄する「委員会」が法人格を持たない存在であったことは、担当大臣が存在するにもかかわらず、その支配下ではなく、独立性を維持している「委員会」の特徴を象徴して来たと言える。

「新チャリティ法」は「コミッショナー」を廃止し、法人格をもつ組織として「チャリティ委員会」の設置を規定し、その存在について、次の重要な規定を設けている。

- ・ 「委員会」は、「国王のために (on behalf of the Crown)」、すなわち、国家のために、その役割 (function) を果たすこと。
- ・ 「委員会」は、その業務の遂行にあたって、いかなる大臣、いかなる政府部門からも、指示 (direction) や管理 (control) を受けないこと。
- ・ 法律には従うこと、また、「委員会」の支出については財務省 (Treasury) の管理を受けること。

「新チャリティ法」は、その附則 (SCHEDULE1A) のなかで、「委員会」のあり方を次のように規

定している。

- ・ 「委員会」は、議長 (chairman) と 4 人以上、8 人以下の委員 (member) から構成される。
- ・ 委員は、大臣 (Minister) によって任命される。
- ・ 大臣は次の事項を確実なものにするために権限を行使する。
 - (a) 委員が下記事項に関する知識と経験を持っていること。
 - (i) チャリティに関する法律
 - (ii) チャリティの会計、および、財務
 - (iii) 様々な規模と内容 (description) のチャリティの運営、および、規制
 - (b) 少なくとも 2 人の委員は、「1990 年裁判所および法的サービス法」に規定された資格を 7 年間持っていること
 - (c) 議長以外の少なくとも 1 人の委員がウェールズの事情に詳しく、ウェールズ議会の承認を得て任命されていること
 - (d) 委員の任期は 3 年間を超えないこと。また、通算、10 年を超えないこと。
委員は (i) 大臣宛の文書により辞任することができる、また、(ii) 能力不足や不正行為により罷免される。
 - (e) 「委員会」は、大臣が定める俸給、および、その他の手当を委員に支払うこと。
 - (f) 「委員会」は、「分科会」(committee)、および、「小分科会」を設けることができる。
「分科会」および「小分科会」とも「委員会」の委員ではないメンバーを加えることができる。

(注 1) 「チャリティ委員会」の生い立ちについては「チャリティ改革を読む」(網倉 2005、20 頁)を参照。

(注 2) 英国のチャリティ数は (2004 年)、169,249 で、うち、年間所得が 10 万ポンド以下のものが 146,963、10 万ポンド以上百万ポンド以下が 19,064、百万ポンド以上 10 百万ポンド以下のものが 2,930 あり、年間所得が 10 百万ポンド以上のチャリティは 290 に過ぎない。さらに、チャリティの 56% 以上は年間所得が 1 万ポンド以下であると言われている。(NCVO, 'The UK Voluntary Sector Almanac 2006')

② 「委員会」の目的、機能、責務、および、附属権限

A 「委員会」の目的 (objectives)

- ・ 社会的信用 (public confidence objective) :
チャリティに対する社会の信頼 (trust) と信用 (confidence) を高めること。
- ・ パブリック・ベネフィット (public benefit objective) :
パブリック・ベネフィット活動に対する認識と理解の促進をはかること。
- ・ 法的遵守 (compliance objective) :
チャリティの理事がチャリティの管理・運営にあたって法的遵守を高めること。
- ・ チャリティ資源 (charitable resources objective)

チャリティの持つ資源の効果的活用を促進すること。

- ・ 説明責任 (accountability objective) :
寄付者、受益者、一般市民に対する説明責任を向上させること。

B 「委員会」の機能 (general functions)

- ・ その組織がチャリティであるか否かの判定を行うこと。
- ・ チャリティの管理の改善を励まし手助けすること。
- ・ チャリティの管理における不正行為を見つけ、調査し、不正行為、あるいは、経営ミスに対して救済方策、または、予防策を講じること。
- ・ 募金活動の認可書の発行、または、その継続の判断を行うこと。
- ・ 「委員会」の活動、または、目的の実行に関する情報の入手、評価、発信を行うこと。特に、チャリティの登録 (register) を正確に、かつ、最新のものに維持すること。
- ・ 「委員会」の機能、または、いずれかの目的の実行に関する事項について、政府の大臣に対して、情報提供、助言、提言を行うこと。特に、大臣からの要請に対しては、可能な限り、その要請に応えること。

C 「委員会」の責務 (general duties)

- ・ 「委員会」は、合理的に可能な限り、次のやり方でその機能を果す、すなわち、
 - (a) 「委員会」の目的に適ったやり方
 - (b) 「委員会」が、その目的を実行するために最も適していると考えるやり方
- ・ 「委員会」は、合理的に可能な限り、次のことを奨励するのに適したやり方でその機能を果す、すなわち、
 - (a) チャリティのためのあらゆる種類の寄付 (giving)
 - (b) チャリティ活動へのボランティア参加
- ・ 「委員会」は、その機能を果すにあたり、その資源を最も効率的・効果的、かつ、経済的に使用することに意を用いること。
- ・ 「委員会」は、その機能を果すにあたり、関係がある限りにおいて、規制を行う上でのベスト・プラクティスの原則に十分配慮すること (規制活動は、規制対象の規模に見合ったものであること、説明可能であること、一貫性があり、透明性があること、必要性のあるところだけを対象にすること、という原則も含めて)。
- ・ 「委員会」は、その機能を果すにあたり、それが適当である場合には、チャリティによって、または、チャリティのために、イノベーションを可能にすることが望ましいことに十分注意を向けること。
- ・ 「委員会」は、その活動を管理するにあたり、それを適用することが妥当であると思われるときは、良いコーポレート・ガバナンスの一般的に認められたやり方に対して注意を向けること。

D 「委員会」の附属権限

- ・ 「委員会」は、その機能や責務を果すことを可能にする、あるいは、その機能や責務を果すことに関連する、または、それに附属すると判断されるあらゆることを実行する権限を有する。
- ・ しかし、「委員会」は、次のことを行う権限は有しない。
 - (a) チャリティに関しては、チャリティの理事に相当する機能を果すこと
 - (b) または、チャリティの運営に直接関与すること

③ 「委員会」の義務

A 年次報告 Annual report

- ・ 「委員会」は、会計年度の終了後、出来る限り速やかに、下記の点に関する報告書を発行しなければならない。
 - (a) その機能の実施状況
 - (b) その目的の達成状況
 - (c) その責務の遂行状況
 - (d) 「委員会」の運営状況
- ・ 「委員会」は、報告書を一部、議会に提出すること。
- ・ 会計年度とは、3月31日に終わる1年間とする。

B 年次総会 Annual public meeting

- ・ 「委員会」は、年次報告の審査を受けるため、年次総会を開催しなければならない。
- ・ 年次総会は、年次報告の発行後3ヵ月以内に開催されなければならない。
- ・ 「委員会」は、年次総会において次のことを行わなければならない。
 - (a) 年次報告書に関する審議
 - (b) 年次報告書の関係事項について、出席者に質問の機会を与えること
- ・ 「委員会」は、年次総会の開催が可能な限り、すべての登録チャリティ (registered charity) に通知されるよう取り計らうこと、また、一般の人々の注意をひく最も有効な方法で、年次総会の通知を発表すること。

④ 新「委員会」の設立と新「委員会」への移行

「新チャリティ法」は、この法律により正式に設立される「委員会」と、その時点まで存在した従来の「委員会」との間の移行を円滑に行う規定を附則 (SCHEDULE 2) のなかに設けている。

3. チャリティ裁判所の新設 The Charity Tribunal(PART 2、CHAPTER 2)

「新チャリティ法」は、「委員会」の決定に対する提訴 (appeals) と審査請求 (applications) に関する「第

一審裁判所’ (court of first instance) として、「チャリティ裁判所」を新設することを規定している。これも「新チャリティ法」がもたらす新しい制度である。

① 「チャリティ裁判所」の裁判管轄権 (Jurisdiction)

- ・ 「新チャリティ法」は、「チャリティ裁判所」の裁判権のおよぶ範囲を、次の事項に関する審理と決定を行うこと、と定めている。
 - (a) 「委員会」の決定 (decisions)、命令 (orders)、または、指令 (directions) に関する提訴および審査請求
 - (b) 「委員会」または「法務長官」 (the Attorney General) によって「チャリティ裁判所」に照会 (reference) された事項

② 審判の手続・進め方 (Practice and procedure)

- ・ 大法官 (the Lord Chancellor) が下記の手続・進め方について規則 (rules) を定める。即ち、
 - (a) 「チャリティ裁判所」に対する提訴権、または、審査請求権の行使、および「チャリティ裁判所」への照会事項の取り扱い方
 - (b) 「チャリティ裁判所」での審理 (proceedings) に関する手続・進め方
- ・ 提訴・審査請求、照会に関する規則には、特に、下記事項に関する規定が設けられる。
 - (a) 提訴、審査請求、回付がなされる前に取られるべきステップ
 - (b) 「委員会」の決定・指令・命令のあと、提訴や審査請求することが認められる期間
 - (c) 「委員会」が上記の期間を関係者に知らせること
 - (d) 提訴、審査請求、照会のやり方の細部をきめること
- ・ 大法官の定める取り扱い方の規則 (rules) は、(a) 法律文によって規定されること、(b) この取消しは上院か下院の議決によってなされること、と定められている。
- ・ 「新チャリティ法」は、「チャリティ裁判所」の決定・指令・命令のどれに対して、誰が訴えを起こすことができるか、および、それぞれの訴えに対して「チャリティ裁判所」が持つ権限 (powers) を定めた詳細のリストを掲げている。(SCHEDULE 1C)

③ 「チャリティ裁判所」の構成

- ・ 「チャリティ裁判所」は、大法官が任命する (a) 裁判所長 (President)、(b) 法務所員、および、(c) 一般所員、によって構成される。
- ・ 裁判所長、および、法務所員は、「1990年裁判所および法的サービス法」に定める（弁護士）資格を7年間以上持っていること、また、一般所員は、法的な資格は要求されないが、チャリティに関する適切な知識と経験を持っていることが求められる。
- ・ 「チャリティ裁判所」の所長、および、所員の俸給、および、手当は大法官が決める。

- ・ 「チャリティ裁判所」の機能は、「チャリティ裁判所」のパネルによって、実行される。
- ・ パネルは、構成メンバーによって、次の6つの種類がある。
 - (a) 所長のみ (b) 法務所員1人のみ (c) 所長と所員2人 (d) 法務所員1人と所員2人 (e) 所長と所員1人 (f) 法務所員1人と所員1人
- ・ 所長は大法官と相談のうえ、パネルによる審理の時間と場所を決める。

④ 裁判費用の負担 (award)

- ・ 「新チャリティ法」は、次の場合に限って、「チャリティ裁判所」は、裁判に要した費用の全額、または、一部の負担を命ずることが出来るとしている。すなわち、
 - (a) 「チャリティ裁判所」は、訴訟当事者が訴権を濫用し (vexatiously)、不真面目に (frivolously)、あるいは、不合理に (unreasonably) 行動したと判断した場合には、その当事者に対して、相手側が訴訟に要した費用の全額、または、一部を、相手側に支払うこと。
 - (b) 「チャリティ裁判所」が、訴訟の対象になった「チャリティ委員会」の決定、指令、あるいは、命令が、不合理であると認めた場合には、「チャリティ委員会」に対して、相手側が当該訴訟に要した費用の全て、または、一部を、相手側に支払うことを命ずる。

⑤ 「高等法務院」への上告と「法務長官」の介入

- ・ 「新チャリティ法」は、「チャリティ裁判所」の決定に不服の場合には、「高等法務院」に上告できること、および、「法務長官」は必要に応じて審理に介入できること、を定めている。

4. 新しい法人格の創設 Charitable Incorporated Organisations (PART 2、Chapter 8)

Charitable Incorporated Organisations (日本語に訳せば「公益法人組織」であるが、本稿では、CIOと呼ぶ) は、チャリティの必要性に応じて、チャリティのために、特別に、新しく設けられる法人格である。法人格を求めるチャリティが、チャリティを会社形態にした場合には、「会社登記局」(Companies House) と「チャリティ委員会」の両方の規制を受けることになる。新設された CIO は、この不便さを排除し、「チャリティ委員会」に登録すれば、CIO の設立が認められ、同時に、チャリティとしても登録されるものである。

CIO はチャリティ改革の当初から検討された概念で^(注1)、内閣府の戦略ユニットも政府もこれを支持し、その基本的な骨組みは「新チャリティ法」の第8章と附則7に規定されたが、現実にはより詳細なテクニカルな規定を織り込んだ第二次立法 (secondary legislation) が予定されている。第二次立法は^(注2)、第3セクター大臣 (Minister for the Third Sector) が法案を作成し、パブリック・コンサルテーションを経て、2008年春には成立する見込みであるが、「新チャリティ法」に規定された CIO の骨格は次の通りである。^(注3)

A 総則

- ・ CIOは「チャリティ委員会」に登録されるべきこと。登録されたCIOは法人格を持つこと。
- ・ 1人以上のメンバー(社員)を持つこと。メンバーは、CIOが清算される時、(a)CIOの財産の補填責任を負わないか、または、(b)各自の限度額まで責任を負うか、のいずれかであること。
- ・ 定款を備えるべきこと、定款には、組織名、目的、本部所在地、社員の責任(有限の場合には、限度額)、社員となるための要件、社員となるための手続、理事に任命されるための資格条件、一人以上の理事の任命、解散時の財産の処分方法など、を定めること。
- ・ 通信文書など関係書類には必ずCIOであることを明記すること。違反には罰則がある。
- ・ 「チャリティ委員会」は、申請されたCIOの目的がその時代のチャリティ目的に合っていない場合、定款が所定事項および諸規定に従っていない場合、CIOの名称が他に類似している場合などには、その申請を却下する。

B 転換・合併・譲渡

- ① 「新チャリティ法」は、下記の組織が、「チャリティ委員会」に対して、法人格をCIOに転換し、チャリティとして登録すること、すなわち、「転換登録」を認めている。
 - ・ 会社形態のチャリティ(charitable company)
 - ・ 「1965年産業・共済組合法」(the Industrial and Provident Societies Act 1965)に基づき共済組合として登録されたチャリティ
 - ・ 但し、未払い込み株式のある組織、および、「登録免除チャリティ」(exempt charities)は対象外とされている。
 - ・ これらの組織の転換申請について、手続のために必要とされる書類(転換に関する特別決議、または、社員の全員一致の決議、新定款、および、新定款の承認など)、保証有限会社の場合には、社員の責任限度額を設定することなど、必要条件が定められている。
 - ・ 「チャリティ委員会」は、転換登録申請に対しては、名称の類似性など、CIO申請の場合と同様な理由が認められる場合には申請を却下する。
- ② 「新チャリティ法」は、2つ以上のCIOが合併し、新しいCIOとして法人を設立し、チャリティとして「チャリティ委員会」に申請することを認めている。
 - ・ 合併のためには、合併の前に、旧CIOの総会での3分の2、または、社員の全員一致による決議が必要である。また、合併によって最も影響を受けると思われる人々の注意をひくやり方で合併通知を出し、その写しを「チャリティ委員会」に送ることが必要である。
 - ・ 「チャリティ委員会」は、合併されたCIOの定款が、目的、解散時の財産の処理方法、理事と社員とそれに関連する者に対する利益(benefit)について、合併に加わる各CIOの定款と同一であるか、本質的に同じであることが認められない場合には、申請を却下する。
 - ・ 合併に反対する者は、「チャリティ委員会」に対して、文書により意見具申を行うことができる。「チャリティ委員会」は、新CIOがその目的を達成できないと思われる重大なリスクがあると判断した場合は、合併の申請を却下する。
- ③ 「新チャリティ法」は、ひとつのCIOが、もうひとつのCIOに、すべての財産、権利、および、負

債を譲渡することを認めている。

- ・ CIO が譲渡の決議を行った場合には、「チャリティ委員会」はその写しの送付を受け、その決議を公表することを指示することが出来る。
 - ・ 譲渡決議に対して利害関係者より意見具申があった場合には、譲渡決議は、「チャリティ委員会」が確認するまで有効とはならない、また、「チャリティ委員会」は、譲渡を受けた CIO がその目的を適切に遂行できない重大なリスクがあると判断した場合には、その譲渡申請を却下する。
 - ・ また、「チャリティ委員会」は、合弁の申請の場合と同様に、譲渡を受ける CIO の定款が、譲渡する側の CIO の定款と、目的、解散時の財産処理方法、理事と社員とそれに関連する者に対する利益について、同一か、本質的に同じとみなされない場合には、譲渡申請を却下する。
- ④ 内閣府の担当大臣 (Minster for the Cabinet Office) は、CIO の申請、CIO の管理、および、CIO 一般に関する規定 (regulations) を設ける権利を有する。

(注 1) CIO 案は貿易産業省 (Department of Trade and Industry) の会社法見直し時 (2001 年) に初めて生まれた。

(注 2) 議会による立法を第一次立法、法の範囲内で関係大臣などが細部を定めることを第二次立法という。

(注 3) 「新チャリティ法」は、第 8 章、附則 (SCHEDULE 7) の他、新たに SCHEDULE 5B を設けて、CIO に関する細かな規定を定めている。

5. チャリティ運営のための仕組み

「新チャリティ法」は、チャリティ目的をはじめて成文化し、「チャリティ裁判所」や「CIO」という新しい制度を導入し、英国のチャリティ活動の根幹に変化を及ぼす法的枠組みの改革の基盤を作ったが、同時に、チャリティを運営するための仕組みにも新しいより現実に即した改革をもたらしている。これらの仕組みの主要点を、チャリティの登録、理事の責任、および、チャリティ活動のための資金調達の 3 つの観点から捉えてみたい。

5-1. チャリティの登録 (PART 2)

「新チャリティ法」は、チャリティの登録に関して次のように規定している。

① チャリティの登録

- ・ 全てのチャリティは下記の 4 つの場合を除き「チャリティ委員会」に登録されなければならない。
 - (i) 「登録免除チャリティ」(exempt charity)、即ち、登録を免除されたチャリティ
 - (ii) 「登録除外チャリティ」(excepted charities)、即ち、「チャリティ委員会」により、一時的に、または、永続的に、例外的に登録を要しないとされたチャリティで、年間総収入が 100,000

万ポンドを超えないもの

(iii) 国務大臣の定める規定により、一時的に、または、永続的に「登録除外チャリティ」とされたもので、年間総収入が100,000ポンドを超えないもの

(iv) 年間総収入が5,000ポンドを超えないチャリティ

- ・ 上記のリストのうち「登録免除チャリティ」以外のもは、希望すれば、「チャリティ委員会」に登録することが出来る。
- ・ チャリティの理事は、登録すべきチャリティを「チャリティ委員会」に登録すること、および、「チャリティ委員会」に必要な情報や書類を提供することを、義務付けられている。

② 小規模チャリティ (small charities)

- ・ 「1993年チャリティ法」は、基本財産 (permanent endowment) を保有するチャリティ、土地の使用権または占有権を持つチャリティ、年間総収入が1,000ポンド以上のチャリティは、「チャリティ委員会」に登録することを義務付けていた。
- ・ 「新チャリティ法」は、この規定を全て廃止し、上述のごとく、年間総収入が5,000ポンドを超えないチャリティは登録の義務から除かれると規定している。
- ・ すなわち、「新チャリティ法」は、登録を義務付ける最低年間収入 (threshold) を、5,000ポンドに引上げ、小規模のチャリティを登録義務から解放した。小規模チャリティに手続的な負担をかけることが狙いである。小規模チャリティでも、チャリティとして登録されることを希望する場合には、「チャリティ委員会」に登録の手続を行い、審査に合格すれば、チャリティとしての認定を受けることができる。

③ 「登録免除チャリティ」 (exempt charities)

- ・ 「登録免除チャリティ」は、「チャリティ委員会」以外の公的機関に対して責任を負い、それらの機関によって管理され、「チャリティ委員会」の権限の外に置かれているものである。
- ・ すなわち、「登録免除チャリティ」は、「チャリティ委員会」に登録もしなければ、その規制も受けない存在であり、「1993年チャリティ法」(schedule 5)には、「登録免除チャリティ」のリストが掲げられている。^(注1)
- ・ 国務大臣 (Secretary of State) は「登録免除チャリティ」の認可、廃止を決める権限を持つ。すなわち、「登録免除チャリティ」リストの変更は国務大臣の権限であるが、リストから不適格となったチャリティを外すだけでなく、リストへの新たな追加も行われる。
- ・ 所管の公的機関が必ずしも十分な監督能力を備えておらず、「チャリティ委員会」の関与を必要とする場合もあり得るが、「チャリティ委員会」が「登録免除チャリティ」に対して監督権を行使する場合には、所管の公的機関の事前の同意が必要である。

④ 「登録除外チャリティ」 (excepted charities)

- ・ 「登録除外チャリティ」は、「チャリティ委員会」へ登録する義務はないが「チャリティ委員会」の規制を受けるものである。

- ・「登録除外チャリティ」は、年間の総収入が100,000ポンドを超えないことが条件となっているが、このレベルを引き下げるべきだという議論もなされている。

5-2. 理事の報酬と責任 (PART2, Chapter 9)

「新チャリティ法」は、チャリティの理事 (trustees) について、2つの大切な規定を設けている。ひとつは、理事に対する報酬 (remuneration) に関する規定であり、もうひとつは、理事の責任 (liabilities) に関する規定である。

① 理事に対する報酬

「新チャリティ法」は、理事およびその関係者は、次の条件が満たされる場合にのみ、チャリティから報酬 (benefit) を受けることが出来ると定めている。

- ・ サービスを提供する理事、および、その関係者とチャリティとの間で、文書による合意 (agreement) があり、提供されたサービスに対する対価の支払が、合意された金額の最高値を超えていないこと。また、提供されるサービスの観点から、その金額が妥当 (reasonable) であること。
- ・ 合意書を交わすに先立って、合意書に記された支払額、および、その上限の範囲内で提供されるサービスが、チャリティのために、または、チャリティに取って満足すべきものであるという決定がチャリティの理事たちによってなされていること。
- ・ 合意書が交わされた時点で、支払を受ける理事が複数である場合には、理事総数に占める割合が少数であること。
- ・ チャリティの定款などに理事またはその関係者に支払を禁ずる取り極めがないこと。
- ・ 合意書を交わす際には、理事たちは、この決定を行うことに関連する「チャリティ委員会」のガイダンス、および、善管注意義務 (duty of care) に従うこと。
- ・ 支払を受ける理事は、合意書、または、これに関連する事項に関する意思決定には理事として参加する資格を失うこと、すなわち、無資格理事 (disqualified trustee) となること。
- ・ これに違反して無資格理事が意思決定に参画し、その理事およびその関係者が支払いを受けた場合、あるいは、受けることになっている場合には、「新チャリティ法」は、「チャリティ委員会」が、無資格理事に対して、受け取った報酬の一部または全てを返還すること、また、報酬が何らかの形の利益 (benefit) で与えられた場合には、金銭に換算した額の全額または「チャリティ委員会」の定める額の返還を命ずることなどを規定している。

② 理事の責任 (liability)

チャリティの理事が誠実かつ忠実にその任務を遂行したにも拘らず、その行為について個人的責任を問われ、金銭的な負担を強いられる潜在的なリスクから理事を救済するための方策を「新チャリティ法」は次のように規定している。

- ・ 理事が理事としての資格で行動し、信託違反 (breach of trust)、または、義務不履行 (breach of duty) に対して個人的に責任を負う場合、その理事が誠実かつ合理的に行動し、信託違反または義務不履行から正当に免責されるべきである時には「チャリティ委員会」が、その責任の全体、または、その一部から、当該理事を免責とする命令を出す事が出来ること。
- ・ 但し、この規定は理事とチャリティとの間の契約関係には適用されず、また、裁判所が他の法律に基づいて理事 (CIO の理事も含め) に免責を与える権利を妨げないこと。
- ・ 「新チャリティ法」は、理事の免責に関する規定と同様な規定を、監査役 (auditor) や検査官 (examiner) についても設けている。

③ 損害賠償保険 (indemnity insurance) の付保

「新チャリティ法」は、理事がチャリティのために行動し、その結果、個人的に蒙る可能性のある経済的な損害に対して、チャリティがチャリティの費用で損害賠償保険をかけることを認め、次のような規定を設けている。

- ・ チャリティの理事は、理事としての資格で行動し、信託違反や義務不履行になった場合、また、理事長、あるいは、役員としての資格で、チャリティのために行動し、過失、債務不履行、義務不履行、または、信託違反になった場合、個人的に責任を負う理事に対する損害賠償のための保険を、チャリティの資金を使って購入すること出来ること。
- ・ この損害賠償保険は、次の事項に係わる損害賠償は対象外とすること。
 - (a) 犯罪に係わる罰金
 - (b) 法律違反によるペナルティ、詐欺や不誠実な、意図的な、または、不注意による違法行為に起因する犯罪行為により有罪となった刑法上の訴訟手続における弁護活動の費用
 - (c) チャリティのためにならないと意識し、または、意識していたと見做され、あるいは、チャリティのベスト・インタレストに対する配慮をせずに行われた行為によってチャリティに生じた責任

このように、「新チャリティ法」は、理事の行動に関する免責と損害賠償に対する付保をみとめ、理事の個人的なリスクを減少させ、理事を引き受けることが容易になる環境の確保を目指しているのである。健全なるチャリティの経営のためには、優れた人物が理事として活動することが必要不可欠であり、「新チャリティ法」は、理事になる意欲を高めるための仕組みを作っているのである。

5-3. チャリティ活動のための資金調達

「新チャリティ法」は、チャリティの募金活動、資金調達、政府からの資金的援助について詳細な規定を設けている。

① チャリティのための募金活動 (Public Charitable Collections)(PART 3, Chapter 1)

チャリティのための募金活動には「公の場での募金活動」と「戸別訪問による募金活動」の2種類

がある。

- ・ 募金活動には、金銭の提供を求めること (appeal) の他、財産 (property) の提供を受けることや、サービスやモノの販売による資金集めも含まれる。また、公の場とは、募金活動のために特別に設けられた場所ではなく、商業施設など自由に入れる場所であるが、何らかの目的のための集会の会場、教会など礼拝の場、入場にはチケット購入が必要な場所などは除外される。
- ・ 公の場で募金活動を行うためには、所定の書式により、希望有効期間（最長5年間）を明記し、必要な情報を添えて、「チャリティ委員会」に「募金活動認可証 (certificate)」を申請しなければならない。
- ・ 「チャリティ委員会」は申請に関する判定を行ない、許可証の発行を拒否する場合にはその理由を明らかにする。「新チャリティ法」は、有罪判決を受けた経歴のあるもの、また、申請者がチャリティや慈善や博愛活動を行う組織以外の者で「チャリティ委員会」が適切ではないと判断したものなど、許可書の発行を拒否する理由を10項目にわたって細かく規定している。^(注2)
- ・ 「チャリティ委員会」は、募金環境が変化した場合や、「チャリティ委員会」の求める情報提供に応じなかった場合、あるいは、申請内容に虚偽の記載が発見された場合、許可内容に違反して活動を行った場合などに、「募金活動認可証」の撤回、停止、認可条件の追加、または、変更の措置をとる。
- ・ 「募金活動認可証」の保有者は「チャリティ委員会」の決定に不服の場合には、「チャリティ裁判所」に提訴 (appeal) することが出来る。
- ・ 「公の場での募金活動」を実施するためには、募金活動者は「チャリティ委員会」の有効な「募集活動認可書」を保持し、募集活動を実際に実施する地域の当局に「活動許可証」(permit)の申請を行い、この「活動認可証」の条件に従って募金活動を展開する。この際、「活動認可証」に違反した活動が行われた場合には、その行為を行った各個人に対しては罰金が科せられる。^(注3)
- ・ 法人格を持たないチャリティ (unincorporated charities) の場合、同じチャリティの理事 (trustees) の間で、「チャリティ委員会」が認めた場合には、「募金活動認可証」を譲渡することが認められる。「募金活動認可証」の譲渡が認められるのはこの場合だけである。
- ・ 限られた地域で短期間行われる募金活動 (local, short-term collections) の場合には、その地域の当局に、募金活動の目的、期間、場所などを届出ることにより、「募金活動認可証」や「活動許可証」なしで、例外的に、募金活動を行うことが認められる。但し、この届出を怠ると罰金が科せられる。
- ・ 「戸別訪問による募金活動」を行う場合には、募金活動を実施する者は「募金活動認可証」を持ち、実施地域当局に対して、集めた資金の用途目的、戸別訪問の具体的な実施予定、および、実施地域の範囲など活動内容を実施前に報告すること、また、「募金活動認可証」の写しを提出すること。

- ・ 前項に違反して戸別訪問を行った場合、また、専らモノ (goods) の販売のために戸別訪問した場合、戸別訪問を実施した各個人には、罰金が科せられる。

② チャリティのための資金調達 (Fund-Raising)(PART 3, Chapter 2)

「新チャリティ法」は、専門の資金調達者 (professional fundraisers)、および、協力業者 (commercial participators) が資金集めを行う場合には、「資金集めのための要項」 (solicitation statement) を作成し、これをもとに資金を集めることを規定している。

- ・ 専門の資金調達者の場合には、特定のチャリティのために資金を集めるのではなく、チャリティ・慈善・博愛の一般的な目的 (charitable, benevolent or philanthropic) のために資金を集めること、集めた資金を様々なチャリティ組織に分配する方法、および、資金集めに対する自己の報酬の金額 (「要項」作成時に金額が未定である場合には、推測可能な範囲で最も正確な金額) を明記することが規定されている。
- ・ 協力業者による募金活動の場合には、ひとつ、または、複数の特定のチャリティを対象に、財やサービスの取引やプロモーション事業による利益 (proceeds) (または予測額) からチャリティに提供する額 (または推定額)、また、関係チャリティ間での資金の配分方法などを、明記することが義務付けられている。
- ・ 「新チャリティ法」は報酬や募集資金とその配分などを、金額で明記することを求めているところに今回の改訂の特徴がある。
- ・ 「新チャリティ法」は、チャリティのために資金集めを行うものとして、チャリティ自身、チャリティに関係する人々 (チャリティで雇用されている人、チャリティを管理・運営する人、即ち、理事、役員、または、支配権を持つ人など)、および、そのチャリティに関係する会社を新たに加えているが、ここでも「資金集めのための要項」を明確にすることを義務付け、記載すべき情報を規定している。
- ・ 「新チャリティ法」は、資金集めに際しては関係組織や関係する個人が“ベスト・プラクティス”を用いて、自主的に資金集めのやり方のレベルを高めることが最も望ましいものであるが、内閣府の担当大臣は、自主規制が上手く行かない場合には、法律による規制を行う権利を留保としている。

② 政府の財政的支援 (Financial Assistance)(PART 3, Chapter 3)

「新チャリティ法」は、関係大臣 (即ち、国務大臣、内閣府担当大臣) がチャリティに対する財政的援助を与える権利を認め、次のような規定を設けている。

- ・ チャリティや、慈悲・博愛のための組織が行う、英国の一部または全体に直接的に間接的に恩恵を与える活動に対して、関係大臣は、財政的援助を与えることが出来る。
- ・ この財政的援助は、(a) 補助金 (grant)、(b) 融資 (loans)、(c) 保証 (guarantees)、(d) 関係者の人件

費の負担などの形で提供される。

- ・ これらの組織に対する財政的援助は、関係大臣が適切であると判断する条件 (terms and conditions) で実行されるが、次の点を明確にすることが条件として規定されている。
 - (a) 財政的援助が使用される目的
 - (b) 関係大臣に対して返済されるための条件、および、返済方法
 - (c) 実施報告書を関係大臣に提出すること
 - (d) 会計およびその他の記録を維持し、検査の際、使用可能にしておくこと
 - (e) 財政的援助の使い方の経済性、効率、効果に対する会計監査委員長 (the Comptroller and Auditor General) による検査を受けること
 - (f) 何らかの形で財政的援助を第三者に与える場合には、大臣および財政的援助を行う組織が適切であると判断したやり方で行なうこと
- ・ 援助を受けるものは、援助の条件を遵守すること。関係大臣は、条件遵守に対する強制権をもつこと。
- ・ 毎年3月31日以後、なるべく速やかに、関係大臣は、実施した活動に関する報告書を作成すること。
- ・ 関係大臣は、報告書を両院にそれぞれ1部提出すること。

「新チャリティ法」の募金活動、資金調達、政府の財政的援助に関する規定の内容を概観したが、「新チャリティ法」はその第3篇 (PART 3) の3つの章をこれらの資金に関する規定に当てており、全編26カ条から成っている。チャリティの募金など資金に関する規定は、「1992年チャリティ法」の第3篇に規定されていたが、実際には効力を発揮しておらず、「新チャリティ法」は「1992年チャリティ法」に取って代わって、規定の明確化を図ったものである。チャリティ活動にとって、資金の調達は極めて重要な「柱」であるが、従来はそのやり方が必ずしも整然としていたわけではなく、「新チャリティ法」は、この柱をしっかりさせる仕組みを作っているのである。

(注1) 「登録免除チャリティ」には、例えば、friendly societies, grant maintained schools, housing associations などがある。今回の改訂では、「1993年チャリティ法」に記載されたリストから、the colleges of Winchester and Eaton が除去され、a higher education corporation、及び、a further education corporation が追加された。

(注2) 「新チャリティ法」の53条(1)項に規定されている。

(注3) 罰金は「新チャリティ法」制定時では、5段階あり、最高5,000ポンドである。

第3章 「2006年チャリティ法」の主要論点

「新チャリティ法」の議会における審議の経緯は、第1章・第4項で示した通りであるが、法案が最終文案に至るまでの議会での審議の過程で取り上げられた論点には、複雑な事象を総合して成文化しようとする努力に伴う困難さと、最終的には、そのエッセンスを‘見出し語的’な表現に凝縮せざるを得ない現実が示されている。「新チャリティ法」の骨格を形づくる過程で取り上げられた主要論点の内容を、議会の議事録をもとに、まとめておきたい。

1. 宗教

「宗教の振興」は、歴史を遡れば、その起源を1601年の「公益ユース」に求めることができる重要なチャリティ目的であるが、議会では、ホジソン卿^(注1)の提案した修正案を巡って論議が展開された。ホジソン卿は「新チャリティ法」は、無神教や多神教を認めてはいるが、実際には「チャリティ委員会」は、仏教や、ヒンズー教、さらには、キリスト教のユニタリアンやクエーカーもチャリティとして認めていない、つまり、チャリティ委員会は、法律の規定よりも狭義の解釈を行っている指摘して、宗教の定義を明確にしないことが、さまざまな宗教を扱う際に「差別」を生み、結果として偏った判断を招くとして、オーストラリアやニュージーランドで行われているように、「宗教には、超自然的な存在 (being)、もの (thing)、原理 (principle)、および、その信仰を効果あるものにするための行動規範 (canons of conduct) の受容と順守が含まれる」と定義すべきだと主張した。^(注2)

この修正案に対して、フィリップス卿^(注3)は賛成の意思表示を行ったが、同時に次の点を指摘している。(a) 法律文のスタイルとして、例えば、「教育の振興」「宗教の振興」というようにチャリティの見出し語を掲げ、それに短文による解説を加える形式をとっており、これを尊重すべきこと、(b) 修正案では‘超自然的な’という形容詞は、「存在」、「もの」、「原理」という3つの言葉に係っており、この要件をすべて満たすことは容易ではないこと、(c) チャリティか否かは、パブリック・ベネフィット・テストによって判断が下されること。

この修正案に対する答弁に立った国務大臣^(注4)は、チャリティ委員会は、「裁判所によるコモン・ローの定義に従い、宗教には無神教と多神教が含まれる」と定義したとして、新たな定義を加えることが現実的ではないことを説明、修正案を退けた。

(注1) 2005年2月9日の「大委員会」(grand committee)での、Lord Hodgson of Astley Abbotsの修正案を巡る論議である。本項の内容は、英国議会の議事録(Lords Hansard text)による。

(注2) この定義は、Charity Law Associationが唱えていたものである。

(注3) Lord Phillips of Sudbury

(注3) 偶然か否か不明であるが、国務大臣 Baroness Scotland of Asthal は、チャリティ委員会は、2月8日(即ち、この審議の前日)に、この定義を発表していたと答弁で述べた。

2. 軍隊 (the armed forces of the Crown)

「新チャリティ法」の「チャリティ目的」のリストの第12項には、“軍隊の効率 (the efficiency)、または、警察、消防、および、救助活動、または、救急活動の効率の向上”が謳われているが、この項目は、「新チャリティ法」の法案 (Bill) には含まれていなかったが議会での審議を通じて独立した項目として追加されたものである。議員立法的な趣のある項目として注目される。“軍隊”とは、陸軍、海軍、空軍の3軍の総称であるが、この項目に関する議会での論議は専ら“軍隊の効率”を中心に進められ、それが法律に書き込まれることが決まる段階で、同様なサービスを行う組織が対象に加えられたものである。^(注1)

“軍隊の効率”には、軍事的な“効率”と、軍隊というコミュニティのモラルと福祉 (good morale and well-being) を高めることにより実現される“効率”とがある。前者は、国の責任で行うべきものであって、チャリティとは無関係である。後者については様々な組織が関係するが、この修正案でも活躍したホジソン卿^(注2)によれば、これらの組織には2つのカテゴリーがあり、ひとつは、一般市民の参加、および、市民からの資金を募り、軍隊の活動を支援するもので、その目的、および、活動内容からチャリティとして登録可能な組織であり、もうひとつは、全国に15,000もあると言われる「軍務関係者による非公的資金 (SNPFs : the service non-public funds)」で、資金集めは行わず、「海軍・陸軍・空軍協会」(NAAFI)^(注3)からの資金をもとに軍隊関係の国内でのチャリティ活動を行うものである。スポーツによって軍隊に働く人々の仕事への適合性 (fitness) が増加することや、若い人たちに軍隊の幹部になる夢を与えることが出来れば、それはパブリック・ベネフィットに寄与することになる。

“軍隊の効率”に関する議事録からは、愛国的な熱意が伝わってくる感じである。SNPFsは、グループとして「登録除外チャリティ」として扱われてきたが、“軍隊の効率”をパブリック・ベネフィットのリストに加えようと主張する議員は、同時に、SNPFsを「登録免除チャリティ」にせよと訴えている。この主張に従えば、SNPFは、國務大臣 (the Secretary of State) という監督者を持ち、元来、“見せるものもなければ、隠すものもない”公明な事業であり、仮に、個別のSNPFsがすべて独立の組織として登録しなければならぬのであれば、海軍の推定では、事務管理費だけでも年間90万ポンドの追加コストが発生し、管理のためのスタッフの数も増加する、よって、「登録免除チャリティ」に指定される資格があるというものである。

実際には、SNPFsの殆どは、登録チャリティの最低基準 (年間所得5,000ポンド以下) に満たない規模であるので、実質上問題が起る可能性は低いと見られている。

(注1) 英国議会上院議事録、2005年、5月8日、6月28日、10月12日、を参照。

(注2) Lord Hodgson of Astley Abbotts

(注3) NAFI (Navy, Army and Air Force Institutions) は、1921年に英国政府が設立し、基地や艦船上で、スーパー、レストラン、店舗、レクリエーション施設を経営、軍人と軍属にサービスを提供している。

3. チャリティ裁判所

議会における審議のなかで、新設の「チャリティ裁判所」については、さまざまな意見が出された。その結果は「新チャリティ法」にまとめられている訳であるが、審議の過程にはどんな点が論議されたかを、議会の議事録を中心に、明らかにしてみたい。

バッサム卿は、それまでの議論を要約して、新設の裁判所は、次の3つの機能を備えていることを指摘した。すなわち、(a)「チャリティ委員会」が下した特定の決定(decisions)、指令(directions)、および、命令(orders)、に対する提訴(appeals)を扱うこと、(b)「チャリティ委員会」の法的検査(statutory inquiries)実施の決定に対する見直し請求(reviewing)、および、(c)「チャリティ委員会」が未だ決定を下したことがない事項について、司法長官、または、「チャリティ委員会」からの照会に対して判断を示すこと。司法長官も「チャリティ委員会」も、チャリティ法の適用・実施について「チャリティ裁判所」の解釈・判断を求めることができるが、「チャリティ委員会」の場合は司法長官の事前の同意を必要とする。

第(c)項は、コモン・ローのもとでは、過去の判例などが存在しない法解釈を裁判所に求めることが行われるが、「新チャリティ法」の法案(Bill)には、裁判所のこの役割が明記されず、専ら「チャリティ委員会」の決定等に係わる提訴を扱うものとされていた。従って、裁判所の名称も法案上では、「チャリティ提訴裁判所」(Charity Appeal Tribunal)という名称であった。議会での審議によって、上記の第(c)項の機能が加えられたため、バッサム卿の修正案によって、裁判所名から「提訴」という言葉が除去され、法文では「チャリティ裁判所」(Charity Tribunal)という名称が使用されることとなった。^(注1)

議会で審議の第2の論点は、裁判費用の負担に関する問題である。「チャリティ裁判所」を設ける目的は、裁判手続を簡素化してチャリティの負担を減ずることにあるが、果たしてこれが実現できる否か、誰が裁判のコストを負担するのか、という問題である。

まず、チャリティがチャリティ法の適用に関する「チャリティ裁判所」の解釈を求める場合には、もちろん自己で費用を負担して直接に裁判所に照会する方法もあるが、司法長官、あるいは、「チャリティ委員会」に依頼して照会することも可能で、議会での審議でも「照会」に係わる費用には問題が少ないとされている。一方、「チャリティ裁判所」に提訴する場合には、費用は誰が負担すべきかについては、提訴する側も応分の費用を負担するべきとする意見と、チャリティが費用負担することは、特に小規模のチャリティにとっては不利であり、せっかく新設される裁判所も十分に利用されない恐れがあるとの意見とが大勢を占めた。

「チャリティ裁判所」での係争は基本的には、「チャリティ委員会」とチャリティとの間で争われるものであり、端的に言えば、「チャリティ委員会」が勝訴した場合、その費用を相手側、すなわち、チャリティに負担させるか否かという問題である。議員の意見の中には、チャリティのコストを何らかの形で政府が負担する(例えば、「コミュニティ・リーガル・サービス基金」のようなものを利用する)

というものもあったが、政府は「チャリティ裁判所」では、一般的な裁判とは異なり、係争(argument)ではなく、情報の提供が中心となるため、チャリティへの負担は小さいこと、また、法律用語を駆使しなければならないようなケースでは、法律(Access to Justice Act 1999)により特別な資金的な支援が可能であり、チャリティが費用的な理由で裁判に訴えることが難しい場合には、司法長官が自己の判断により、当事者として加わることも可能であるとしている。また、「チャリティ委員会」は、通常の場合には、もちろん、ケース・バイ・ケースであるが、相手側(チャリティ)に費用負担を求めることはないことを確認したことにより、政府による修正が加えられ、最終的には、法文にあるように、訴権が濫用され、不真面目に、不合理な行動があった場合には、「チャリティ裁判所」は、「当事者」に費用を負担させる権限を与えることが決められた。「チャリティ裁判所」の審理では、「チャリティ委員会」も「当事者」であるから、「チャリティ委員会」の決定が間違っていたとの判決があった場合には、「チャリティ委員会」は、相手のチャリティの訴訟費用の全額、または、一部を支払うことになる。

議会でのもうひとつの論点は、「チャリティ委員会」の業務の進め方に関するものである。すなわち「チャリティ委員会」が意思決定を行わなかったり、あるいは、意思決定が遅かった場合に「チャリティ裁判所」に提訴が可能か、また、「チャリティ委員会」が間違った決定を行った場合、「チャリティ委員会」に対して、補償を求めることが可能かという問題である。

前者についての政府の見解は、「チャリティ裁判所」の管轄外の問題であり、提訴の対象となり得ないこと、後者については、「チャリティ委員会」には、独立した「苦情処理組織」(ICR:Independent Complain Reviewer)があり、そこを通じて解決を図るべき問題であるとの見解を貫いている。議員からは「苦情処理組織」は、「チャリティ委員会」の組織であり、「チャリティ委員会」が取り上げなければ何も起らず、ICRは、時間引き延ばしの手段として使用されている向きもあると指摘されたが、従来、何ら問題がなかったとして、いかにもコモン・ローの国らしく、修正を求める意見は退けられている。

Lord Bassam of Brighton. 2005年10月12日のReport Stageにおける審議での修正案。

第4章 パブリック・ベネフィットのガイダンス

「新チャリティ法」は、全ての規定が同時に発効するのではなく、項目によって異なる発効時期が設定されている。発効時期別に見ると4つのグループに分類されるが、一番早いグループの規定は2007年2月から実施に移されている。これには、チャリティ委員会の改組に関する規定などが含まれている。最後の第4グループが施行されるのは、2008年の夏であるが、これには、第2次立法を必要とするCIO関係の規定などが含まれている。この他「登録免除チャリティ」に関する規定が発効するのは2009年であるから、実際には「新チャリティ法」の全てが有効になるには、3年間位の年月がかかる

ことになる。

このように、「新チャリティ法」の具体化は、十分準備して実施するという方針のもとで進められている。この準備活動のうち、最も重要なものが、パブリック・ベネフィットに関するガイダンスの設定である。このガイダンスは「新チャリティ法」の体系を構成する根幹ともなるべき基本概念を規定するものであるからである。

英国では、チャリティ法の改訂作業の当初から、パブリック・ベネフィットを言葉で定義し法文化することは困難であるだけでなく、パブリック・ベネフィットの概念を固定化してしまうとして根強い反対があり、パブリック・ベネフィットを成文化しないことについては、社会の広い範囲にわたるコンセンサスが成立している。従って、「新チャリティ法」でも、パブリック・ベネフィットの定義はなされていない。

「新チャリティ法」は組織がチャリティとして認められるためには、その組織がチャリティ目的だけに存在し、かつ、その目的がパブリック・ベネフィット（社会の利益）に役立つものであることが必要であると規定している。さらに「新チャリティ法」は、その活動がパブリック・ベネフィットに役立っていることを立証 (demonstrate) すること、すなわち、「パブリック・ベネフィット・テスト」を行うことを求めている。

「パブリック・ベネフィット・テスト」を行うためには、パブリック・ベネフィットの定義が必要であるが、「新チャリティ法」はその定義は行わず、それに代わって、「チャリティ委員会」にパブリック・ベネフィットのガイダンスを設定することを義務付けている。すなわち、「新チャリティ法」としては、パブリック・ベネフィットの定義は行わず、独立した第3機関である「チャリティ委員会」に、パブリック・ベネフィットの「定義」ではなく、「ガイダンス」の設定を求めているのである。

これまで述べてきたように「新チャリティ法」はいくつかの重要な改革をもたらしたが、最も大切な点は、可能な限り、あらゆるチャリティを同じ法律のもと、同じ基準に従って、単一の管理組織によって運営して行こうとする立法者の意思である。400年の歴史を経て発展してきた英国のチャリティは、現在19万に及ぶ組織があるといわれ、規模、歴史、目的、事業内容において極めて多様に富んでいるが、このチャリティ・セクターに共通な尺度を設けようとするのが、このガイダンスの設定である。「新チャリティ法」は、「チャリティ委員会」がガイダンス設定の作業とコンサルテーションの実施を、2007年2月から発効する項目に含めており、「新チャリティ法」によるチャリティ・セクター構築におけるガイダンスの重要性が示されている。しからば、その責任を負っている「チャリティ委員会」は、このガイダンス作成にどのように取り組んでいるかを明らかにし、英国のチャリティ・セクターのコア（核）となる概念の形成の方向性を捉えてみたい。これにより、英国のチャリティ・セクターの輪郭が見えてくるはずである。

1. ガイドライン作成予定

「チャリティ委員会」はガイドランスの作成スケジュールを次のように設定している。^(注1)

日時	予定
2006年11月8日	Charities Act 2006 成立
2007年2月27日	「チャリティ委員会」によるガイドランス作成、および、コンサルテーション実施に関する規定の発効
2007年3月7日	ガイドランスのドラフト「チャリティとパブリック・ベネフィット」(Charities and Public Benefit) (以下、ドラフトと呼ぶ) に対する3ヵ月間のコンサルテーションの開始
2007年3月-6月	個別チャリティとの討議を含め総括的コンサルテーションの実施
2007年6月6日	ドラフトに対するコンサルテーションの終了
2007年6月-9月	コンサルテーションの結果を踏まえてドラフトを修正
2007年10月	ドラフト修正完了
2007年11月	サブ・セクターに対するコンサルテーションの開始 特に、次の目的を持つチャリティを対象とするパイロット・アセスメントの開始 <ul style="list-style-type: none">・ 貧困の防止と救済、・ 教育の振興、・ 宗教の振興・ 料金を課すチャリティ
2008年1月	サブ・セクター・コンサルテーション終了
2008年第I四半期	「新チャリティ法」のチャリティの定義、および、パブリック・ベネフィットに関する規定の発効
2008年6月	サブ・セクター・ガイドランスの公表
2008年9月	正式なアセスメントの開始
2010年	パブリック・ベネフィット要件に関する3年レビューの実施

(注1) Charity Commission 発行の” Consultation on Draft Public Benefit Guidance” , p. 5 による。

2. パブリック・ベネフィットの原則

「チャリティ委員会」は、ドラフト(Charities and public benefit) のなかで、パブリック・ベネフィットに関する次の4つの原則を掲げている。「チャリティ委員会」は、この4原則を“パブリック・ベネフィットに対する近代的なアプローチ”と銘打っている。

原則 1. 明確な (identifiable) なベネフィットがあること。

- ・ チャリティは社会に対していかなるベネフィットを提供できるか明確にすること。
- ・ チャリティの設立目的によって、ベネフィットの性格は大いに異なること。
- ・ チャリティはさまざまなベネフィットを社会に提供することが出来るが、政治的目的を満たすためのものであってはならない。
- ・ ベネフィットは、“非ベネフィット” (any ‘disbenefits’ or harm) を打ち消すものでなければならない。

原則 2. ベネフィットは社会一般、又は、社会の特定のセクションに対して与えられること。

- ・ 誰がパブリックを構成するかは、チャリティの目的によって異なる。
- ・ パブリックとは単に人数の問題ではない。パブリックは、グループ、コミュニティ、社会、あるいは、人類を意味することができる。また、地域的、社会的、経済的なコミュニティを意味することも可能である。パブリックとは単に英国にいる人を意味するのではない。
- ・ ベネフィットが、社会一般を対象としない場合、ベネフィットは、チャリティの目的によって制限される“社会の特定のセクション”を意味することができる。
- ・ しかし、その制限が、不条理であったり、不合理であったり、あるいは、不公正なものであったりすると、それによって、パブリック・ベネフィットは悪影響を受ける。

原則 3. 低所得層にある人もベネフィットを享受できるものでなければいけない。

- ・ “低所得層にある人”の定義は設けない。
- ・ 英国の場合では、一般的に、平均所得の 60% 以下のレベルの家計、および、生活支援レベルまたはそれ以下のレベルで生活している人を包含する所得層である。
- ・ 所得は低いが、財産を持っている人は含まない。
- ・ 提供するサービスに対して料金を課し、その料金が高すぎるため、料金が支払えないか、他の資金にアクセスできないために料金が払えないために、効果的に低所得者を排除してしまう場合、パブリック・ベネフィットは悪影響を受ける可能性が高い。

原則 4. 私的に受ける利益は付随的に発生するものでなければならない。

- ・ 個人または組織が、ベネフィットを受けることにより、私的な利益を享受する ‘私的利益 (private benefit)’ が存在する。それはチャリティ目的のためであることもあるし、そうではないこともある。
- ・ チャリティは、そのベネフィットがチャリティ目的を達成するために直接的に寄与する場合、または、目的を実行する過程で付随的に利益が生じる場合、あるいは、その両者である場合、私的な利益を提供することが出来る。
- ・ チャリティは、私的な利益よりも、より多くのパブリック・ベネフィットを提供するものでなければならない。

「チャリティ委員会」のコンサルテーション・ペーパーは、上記の 4 原則に解説を加え、本文 43 頁から成る大部のものである。英国のコンサルテーションのやり方を知る参考例にもなると思われるが、

これだけ大部の資料を読み、文章形式で意見を書くことが求められている。コンサルテーションには個人として応えることも可能であるが、個人としての市民の声をチャリティが代表できれば、ここにもチャリティの社会的存在意義があると言える。特に、有能な人材を備えた規模の大きい組織の果たすべき役割は極めて大きいと思われる。チャリティは、パブリック・ベネフィットのための活動を行うだけではなく、チャリティ・セクターのあり方、延いては、シビル・ソサイアティのあり方に深く係わり合いを持っているのである。

おわりに

英国のチャリティ改革を、2006年11月に成立した「新チャリティ法」を通してその骨格を捉えてきたが、「新チャリティ法」は内容的に多岐にわたり、また、現段階では、1992年、1993年の「チャリティ法」の修正のかたちを取っているため、必ずしも読み易い法律ではない。過去の法律で生きているところは活かして、一本化した法律をつくる計画があるとのことであるが、それが早く実現することを望みたい。

英国には、400年以上の歴史を反映して、目的、規模、内容、歴史がさまざまな19万に及ぶチャリティがあるといわれるが、「新チャリティ法」は、これらの多種多様なチャリティをひとつの法律、ひとつの管理組織によって、同じ土俵のうえで捉えて行こうとする強い意思のもとで作られている法律である。「新チャリティ法」では、「チャリティ目的」の設定に見られるように、コモン・ローのもとで慣習的に行われてきたものを成文化する作業を伴ったが、それは一見、既にあるものを文章化するという「後追い」的な作業と捉えられがちである。しかし、英国での立法の過程におけるコンサルテーションや議会での審議を見ると、決してそうではなく、社会動向を踏まえての現実的、かつ、創造的な作業であった。例えば、「宗教の振興」というチャリティ目的に関連して、伝統的な考え方によれば「宗教ではない宗教」を、いかに扱うかが論じられたのをはじめ、教育から軍関係のチャリティに至るまで、多少大げさな表現を使えば、「国民的」な広範な論議が展開された。

「新チャリティ法」は、コモン・ローのもとでの慣習を創造的に「追認」するだけではなく、「創造的な変革」をももたらした。チャリティ委員会の法的位置づけの強化や、チャリティの登録最低基準(threshold)の引上げ、理事の業務執行上のリスクに対する保護など、実際のオペレーションを効果的に行うための制度的変革を実現している。これまでの伝統的なチャリティ行政の産物である「登録免除チャリティ」や「登録除外チャリティ」の分野にも踏み込んだ議論を呼び起こした。「新チャリティ法」は、これらのチャリティについては、「チャリティ委員会」の管轄範囲(jurisdiction)の整理を行い、パブリック・ベネフィット・テストの適用を定めるなど、伝統的なチャリティをも「同じ平らな土俵」にのせる大改革を実現した。また、新しい法人格「公益法人組織(CIO)」と、「チャリティ裁判所」が創設され、これにより、やや長期的視点に立てば、法人格を備えた経営体としてのチャリティが確立し、それを管理する「チャリティ委員会」の権限強化が定着し、その行政を規制する「チャリティ裁判所」が機能する体制が確立することが予想できる。すなわち、「新チャリティ法」は、英国のチャリティの新しい体制の基盤を成すものである。

英国のチャリティ改革は数年以上にわたる助走期間を経て、今まさにテイク・オフの段階に入ったところであるが、今後の英国のチャリティ体制のあり方は、二つの要因によって大きな影響を受けると思われる。ひとつは、「チャリティ委員会」によって現在進められているパブリック・ベネフィットのガイダンスの設定であり、もうひとつは、政府との関係である。

パブリック・ベネフィット・ガイダンスについては、「チャリティ委員会」の4つの原則に基づいたコンサルテーションが既に終わり、これから分野別のコンサルテーションがはじまる段階にあるが、その結果がどのようにまとめられるのか注目されるところである。更に、そのガイダンスを踏まえて、パブリック・ベネフィット・テストはどのように行われるのか、これも大変興味ある問題である。すべてを“同じ水平な土俵”にのせることができても、千差万別のチャリティをひとつの尺度で測ることが可能か否かという疑問である。規模、伝統、内容の異なるチャリティを“テスト”するには、それぞれのチャリティが属するセグメント毎に評価する、つまり、相撲（チャリティ）に重量制を導入して、“同じ平らな土俵”の上で、異なる尺度による“テスト”を行うことになるのではないかと思われるが、いずれにせよ、英国人の得意技で、この難問にもプラクティカルなソリューションが示されるであろう。

政府との関係で重要なのは、再選されたブレア政権が新たに設けた“第三セクター室” (Office of the Third Sector) である。“第三セクター室”は、再選されたブレア首相により、「新チャリティ法」が成立する半年ほど前の2006年5月に内閣府の中に新設され、専任の大臣を持つ機関である。“第三セクター”という看板を掲げてはいるが、「新チャリティ法」の成立を視野に入れていたことは容易に想像できる。“第三セクター”は政府の外にある、独立した空間であるはずであるにも拘らず、政府が政府内に管理組織を持つことには違和感があるが、“第三セクター室”は次の役割を担っていると言われる。^(注1)

- ① 政府と第三セクターとの間のパートナーシップ活動(partnership working)を改善する運動を加速し、両者間の協約(engagement)の条件の改善を確実なものにすること。
- ② 第三セクターの発展を支援する資金を提供すること。
- ③ 政府と第三セクターの活動に関する情報をより良く伝えるため、実績のデータと分析を充実させること。
- ④ 第三セクターのために、法律と規制の良い枠組みを作ることを確実行うこと。

“第三セクター室”の第①の役割は、1998年の政府とボランティア・セクターとの協定「コンパクト」(compact)で謳われた両者の関係を強化しようとするものである。労働党政府は、「コンパクト」をローカル・ベースにまで拡大する活動(local compact)を展開しており、②の役割は、そのための資金を提供することである。また、③は、資金を提供した効果を実績で示すためのデータや分析資料を整えることを意味しており、④は、「新チャリティ」法によってもたらされる新しいチャリティ・セクター、延いては、ボランティア・セクターの新しい体制の構築を意味しているのである。

労働党政府は、この10年間に第三セクターへの公的な資金投入を、年間50億ポンドから年間100

億ポンド（約2兆3千億円）レベルまでに、倍増させ^(注2)、さらに、2007年のはじめには、コンパクトのために独立した委員会（Commission for the Compact）を新設した。投入された資金は、ボランティア・セクターが政府との協定により提供した“パブリック・サービス”に対する対価の他、ボランティア・セクターの活動能力を向上させる（capacity building）のための費用も含まれている。このように、労働党は多額の費用をかけてもボランティア・セクターを育て、コンパクトに基づいて、効率良くパブリック・サービスを実現しようとして来たが、ブレア首相の後を引継いだゴードン・ブラウン首相は、蔵相の時代から、ボランティア・セクターの活動には積極的な取り組みを示した実績があることから、政府とボランティア・セクターの関係はますます緊密になることが予想される。^(注3)

しかし、原点に立ち返ってみると、ボランティア・セクターや、チャリティ・セクターは、本来なら、政府から独立してパブリック・ベネフィットのために活動すべき団体・組織であり、労働党政府が、政府組織を充実させ、支援資金を増加させ、第三セクターの支援に熱心になればなるほど、第三セクターの独立性が損なわれる危険があるという自己矛盾的な問題が潜んでいる。この動きを警戒する向きもあるようであるが、次の総選挙を念頭におくならば、ブラウン政権がこの政策の転換を図ることは考えられない。

ブレア首相が「第三の道」を唱えて華々しく登場した労働党政権は、ブラウン首相のもとで、ボランティア・セクターに対する取組みを一層強化しなければならない宿命を負っていると言える。しかしその背後には、政党ではないが選挙基盤にはなり得る第三セクターを、労働党のシンパサイザーに育て上げようとする遠大な政治的野心が潜んでいるかも知れない。「新チャリティ法」の全規定が発効し、それに伴う諸策が実行された時、その時の政治的環境のもとで、英国がどのようなチャリティ・モデルを提示するか、世界が目撃するところである。

(注1) (財)公益法人協会主催（2007年10月16日）「日英シンポジウム」における第三セクター室のハリソン氏（Ben Harrison）の講演による。

(注2) 前掲、ハリソン氏の発言による。

(注3) The Wall Street Journal（2006年12月26日）は、米国に比較して、英国政府は救貧対策に真摯に取り組んでおり、そのために税金の負担は大きいが経済成長は損なわれていないというPaul Krugmanの論説を載せている。他方、ブラウン首相が誕生した後の記事（2007年9月25日）は、8月の政府借入れは史上最高となり、景気がスローダウンしてきた英国の経済状況を伝えたが、ブラウン首相は、政府の支出を抑制するなか、健康、教育などへの強気の支出方針は変えていないと報じている。

参考文献

- 網倉章一郎「英国のチャリティ改革に関する一考察」『城西国際大学紀要』第12巻第1号、2004年
- 網倉章一郎「英国のチャリティ改革を読む」『城西国際大学紀要』第13巻第1号、2005年
- 戒能通厚編『現代イギリス法事典』新世社、2003年
- 太田達男「英国のチャリティ法案の公表について」『公益法人』2004 vol. 33 No. 8
- 黒岩徹・岩田託子編『イギリス』河出書房新社、2007年
- 公益法人協会『英国チャリティ調査ミッション報告書』2004年
- 公益法人協会『英国におけるチャリティ制度に関する調査研究（報告書）』2007年
- 竹下譲・横田光雄・稲沢克祐・松井真理子『イギリスの政治行政システム』ぎょうせい、2006年
- 新公益法人制度研究会『公益法人関連三法』商事法務、2006年
- 新日本監査法人『公益法人制度のすべて』清文社、2006年
- 宮川守久「英国のチャリティ制度改革について」『公益法人』2003 vol. 32 No. 10
- 塚本一郎・古川俊一・雨宮孝子『NPOと新しい社会デザイン』同文館、2004年
- 塚本一郎・柳澤敏勝・山岸秀雄編著『イギリス非営利セクターの挑戦』ミネルヴァ書房、2007年
- Adler, Betsy Buchalter, *The Rules of the Road*, Council On Foundations Inc., 1999
- Fairbairn, Catherine, *The Charities Bill [HL]*, House of Commons Library, 2006
- King, Michael, *The Charities Act explained*, The Stationary Office, 2000
- Luxton, Peter, *The Law of Charities*, Oxford University Press, 2001
- Maclennan, Alison, *The Charities Act 2006*, Oxford University Press, 2007
- Salamon, L. P. and Anheier, H. K. *Defining the nonprofit sector*, Manchester University Press, 1997
- Watts, Duncan, *A Glossary of UK Government & Politics*, Edinburgh University Press, 2007
- Charities Act 2006, Schedules, and Explanatory Notes*
- Cabinet Office, *Private Action, Public Benefit: A Review of Charities and the Wider Not-For-Profit Sector*, 2002
- Cabinet Office, *Charities Act 2006, Updated Implementation Plan*, 2007
- Charity Commission, *Public Benefit Checks*, 2004
- Charity Commission, *Charities Act 2006*, 2006
- Charity Commission & Cabinet Office, *Charities Act 2006, What trustees need to know*, 2007
- Charity Commission, *Analysis of the Law Underpinning Charities and Public Benefit*, 2007
- Charity Commission, *Consultation on Draft Public Benefit Guidance*, 2007
- Home Office, *Charities and Not-For-Profits: A Modern Legal Framework*, 2003
- NCVO, Ramraya, Liza, *State of the sector*, 2003
- NCVO, *UK Voluntary Sector Almanac 2006*, 2006
- NCVO, *Updated Briefing on the Charities Bill*, 2006
- The United Kingdom Parliament, *Lords Hansard*